

# 卒前教育における学校保健分野の充実について

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

## <背景>

- 学校保健安全法に基づき、学校には学校医が置かれている。学校医は専門的立場から学校保健に寄与し、子供たちの健康を保つ上で重要な役割を果たす。
- 学校医の中には、現在の業務にやりがいを感じられず、義務感、多忙感等を理由に辞めたいと考える者がいる。一方、やりがいを感じている学校医は、多忙であっても何らかの目標（子供の健康管理、感染症予防等）を見出している。

## 学校保健安全法（昭和三十三年四月十日法律第五十六号）（抄）

（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師）

### 第二十三条 学校には、学校医を置くものとする。

- 2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。
- 3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。
- 4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。
- 5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

## 学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）（抄）

（学校医の職務執行の準則）

### 第二十二条 学校医の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。
- 二 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、学校薬剤師と協力して、必要な指導及び助言を行うこと。
- 三 法第八条 の健康相談に従事すること。
- 四 法第九条 の保健指導に従事すること。
- 五 法第十三条 の健康診断に従事すること。
- 六 法第十四条 の疾病の予防処置に従事すること。
- 七 法第二章第四節 の感染症の予防に関し必要な指導及び助言を行い、並びに学校における感染症及び食中毒の予防処置に従事すること。
- 八 校長の求めにより、救急処置に従事すること。
- 九 市町村の教育委員会又は学校の設置者の求めにより、法第十一条 の健康診断又は法第十五条第一項 の健康診断に従事すること。
- 十 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。
- 2 学校医は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校医執務記録簿に記入して校長に提出するものとする。

## <課題>

- 学校保健という領域があることは認識されていても、学校医に任命されるまで実務を経験する機会がなく、主体的に学校保健について考える機会が限られている。

## <対応案>

- 学校医に対する教育支援として、手引き等を作成する。
- 卒前・卒後教育において、地域医療の重要性と併せ、学校保健の実際についても取り扱う。

## <具体的な内容>

- 学校医業務（健康診断、学校保健委員会等）の見学。
- 実務的な知識（学校保健の全体論のみでなく、学校医としての主体的な観点）
  - 学校医業務に関わる法令（学校保健安全法、同施行令、同施行規則）
  - 学校保健の歴史、成果
  - 学校医の役割

等